

〈別紙〉 六甲アイランドC I T Y自治会規約 **改正案**

旧規約 (改正前)	新規約 (改正後)	改正点など
<p>(目的)</p> <p>第1条 本会は六甲アイランド住民の相互親睦と生活環境の向上を図り、住民の創意による活気と魅力ある安全なまちづくりを目的とする。</p>	<p>(名称と目的)</p> <p>第1条 六甲アイランドC I T Y自治会 (以下「本会」という) は六甲アイランド住民の相互親睦と生活環境の向上を図り、住民の創意による活気と魅力ある安全、<u>安心</u>なまちづくりを目的とする。</p>	<p>若干、表現を変更した。 基本的な事項に変更は無い。</p>
<p>(名称と事務所)</p> <p>第2条 本会は六甲アイランドC I T Y自治会と称し、事務所は神戸市東灘区向洋町中2丁目8番地「R I Cふれあい会館」に置く。</p>	<p>(所在地)</p> <p>第2条 本会の所在地は神戸市東灘区向洋町中2丁目8番地「R I Cふれあい会館」とする。</p>	
<p>(会員)</p> <p>第3条 本会の会員は、六甲アイランドの管理組合会員の店舗を含む住宅区域に居住する世帯をもって組織する。</p> <p>2 本会の会員は居住と同時に会員資格を有し、転居したときに会員資格を失う。</p> <p>3 本会の会員はこの規約に基づく総代および役員への希望、本会の事業参加、総代を通じて意見を述べるができる。</p> <p>4 本会の会員は所定の会費納入、規定に定められた事柄の順守義務を負う。</p> <p>5 六甲アイランド所在の企業、事務所等は賛助会員になることができる。</p>	<p>(会員)</p> <p>第3条 本会は、六甲アイランドの<u>管理組合単位をもって組織し、管理組合員で構成する。</u></p> <p>2 <u>本会の会員はこの規約に基づき次のことができる。</u></p> <p>① <u>総代会および役員への立候補</u></p> <p>② <u>本会の事業参加</u></p> <p>③ <u>総代又は役員を通じて意見と要望の提出</u></p> <p>3 本会の会員は所定の会費を納入し、<u>六甲アイランドC I T Y自治会規約 (以下「規約」という) の遵守義務を負う。</u></p> <p>4 六甲アイランド所在の企業、事務所等は賛助会員になることができる。</p>	<p>i) 会員資格を「居住世帯」⇒「管理組合(員)単位」へ改定。</p> <p>ii) 新3条2項を追加し、明確化した。</p> <p>iii) 若干、表現を変更した。</p>
<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>① 住民の福祉増進と親睦、互助に関する活動</p> <p>② 行政との協力および連絡調整に関する活動</p> <p>③ 火災消火、災害予防、暴力追放、路上駐車・迷惑駐輪追放、放置塵埃清掃など生活環境整備と向上に必要な活動</p> <p>④ 青少年育成に関する活動</p> <p>⑤ その他本会の目的達成に必要な活動</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>① 住民の福祉増進と親睦、互助に関する活動</p> <p>② 行政との協力および連絡調整に関する活動</p> <p>③ <u>生活環境維持</u>と向上に必要な活動</p> <p>④ 青少年育成に関する活動</p> <p>⑤ その他本会の目的達成に必要な活動</p> <p>2 <u>上記事業遂行のために、役員会において予算作成し総代会の承認を得る。</u></p>	<p>i) 表現を簡素化した。</p> <p>ii) 新たに追加し、明確化した。</p>
<p>(役員)</p> <p>第5条 本会の役員は次のとおりとし任期は1年とする。ただし再任を妨げない。なお欠員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>① 会長 1名</p> <p>② 副会長 若干名</p> <p>③ 会計 1名</p> <p>④ 監事 2名</p> <p>⑤ 街区代表者 各街区毎に1名</p> <p>⑥ 部長 各部1名</p> <p>⑦ 副部長 若干名</p> <p>本会に次の部を置く。</p> <p>(ア)総務部…庶務・財務全般、会議の招集・進行、議事録の作成保管など。</p> <p>(イ)広報部…ホームページの作成・更新・管理、六甲アイランドだよりの編集・発行、本会の広報に関することなど。</p> <p>(ウ)事業部…サマーイブニングカーニバル、文化フェスティバル、シティヒルウォーク、ラジオ体操等の企画・運営など。</p> <p>(エ)環境部…環境保全、緑化、美化の推進など。</p> <p>(オ)生活安全部…防犯活動、防災福祉コミュニティの運営、青少年輔導など。</p> <p>⑧ 役員 各街区毎に若干名</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 <u>役員は本会の役員会を構成し、任期は本会会計年度の1年とする。</u>但し再任を妨げない。なお欠員<u>および交替</u>により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>管理組合毎に概ね100戸当たりにつき1名とする。</u></p>	<p>【新5～17条に、総代・役員・執行役・監事毎に その機能・職務・選出方法を明示した。】</p> <p>i) 役員「交替」時の残任期間を明示。</p> <p>ii) 新たに、役員選出数の考え方を明示した。</p>
<p>(役員職務)</p> <p>第6条 本会役員の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 会長は、本会を代表し会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは副会長の互選によりその職務を代理し会長が欠員のときはその職務を代行する。</p> <p>3 会計は、本会の会計を掌理する。</p> <p>4 監事は、本会の事業(業務)と会計を監査する。</p> <p>5 街区代表者は、各街区住民の意志を反映するため、各街区管理組合理事会において本会活動の現状報告をする。</p> <p>6 部長、副部長は各専門部を掌理する。</p> <p>7 役員は街区代表者を補佐するとともに、本会の運営に積極的に参加する。</p>	<p>(役員職務)</p> <p>第6条 <u>役員は本会の活動に参加、協力し意見要望を述べる。</u></p> <p>2 <u>管理組合代表者は、役員会等で意見、要望を述べるとともに、各街区管理組合理事会において本会活動の報告をする。</u></p>	<p>i) 旧6条7項、5項を集約、若干の表現を変更。</p>
<p>(役員選任)</p> <p>第7条 本会役員の選任は次の方法による。</p> <p>1 役員は各街区毎に会員の中から、総代会で決定する。ただし、必要に応じ会長が指名することが出来る。街区代表、街区役員が総代会以後に交代した場合は、直近で開催された役員会で承認する。</p> <p>2 会長、副会長、会計、監事は役員互選により選任する。</p> <p>3 街区代表者は、各街区毎に原則として管理組合理事長が就任する。</p> <p>4 部長、副部長は各部において互選により選任する。</p> <p>5 役員は各部に必ず所属する。</p>	<p>(役員選任)</p> <p>第7条 本会役員の選任は次の方法による。</p> <p>1 役員は<u>管理組合毎に選任し、総代会で承認する。</u>但し、必要に応じ会長が指名することが出来る。<u>管理組合代表者・役員</u>が総代会以後に交代した場合は、直近で開催された役員会で承認する。</p> <p>2 <u>管理組合代表者は、原則として管理組合理事長が就任する。</u></p> <p>3 役員は第11条に規定する各部に原則として所属する。</p>	<p>i) 旧7条1項、3項、5項を集約、表現を改め明確化した。</p>
<p>(役員職務)</p> <p>第6条 本会役員の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 会長は、本会を代表し会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは副会長の互選によりその職務を代理し会長が欠員のときはその職務を代行する。</p> <p>3 会計は、本会の会計を掌理する。</p> <p>4 監事は、本会の事業(業務)と会計を監査する。</p> <p>5 街区代表者は、各街区住民の意志を反映するため、各街区管理組合理事会において本会活動の現状報告をする。</p> <p>6 部長、副部長は各専門部を掌理する。</p> <p>7 役員は街区代表者を補佐するとともに、本会の運営に積極的に参加する。</p>	<p>(執行役)</p> <p>第8条 本会の執行役は次のとおりとし、<u>役員の中から</u>選出される。任期は役員に準ずる。</p> <p>① 会長 1名</p> <p>② 副会長 若干名</p> <p>③ 会計 1名</p> <p>④ 部長 各部1名</p> <p>⑤ 副部長 <u>各部</u>若干名</p>	<p>i) 旧5条から、「執行役」の該当部分を抜粋。表現を改め明確化した。</p>
<p>(役員選任)</p> <p>第7条 本会役員の選任は次の方法による。</p> <p>1 役員は各街区毎に会員の中から、総代会で決定する。ただし、必要に応じ会長が指名することが出来る。街区代表、街区役員が総代会以後に交代した場合は、直近で開催された役員会で承認する。</p> <p>2 会長、副会長、会計、監事は役員互選により選任する。</p> <p>3 街区代表者は、各街区毎に原則として管理組合理事長が就任する。</p> <p>4 部長、副部長は各部において互選により選任する。</p> <p>5 役員は各部に必ず所属する。</p>	<p>(執行役職務)</p> <p>第9条 本会執行役の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 会長は、本会を代表し会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは副会長の互選によりその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を代行する。<u>会計に欠員のあるときは副会長が代行する。</u></p> <p>3 会計は、本会の会計を<u>管理し取りまとめる。</u></p> <p>4 部長は担当する専門部を<u>管理し取りまとめる。</u></p> <p>5 副部長は<u>部長を補佐する。</u></p>	<p>i) 旧6条から、「執行役」の該当部分を抜粋。</p> <p>ii) <u>新たに、会計欠員時の代行者を定めた。</u></p> <p>iii) 若干、表現を改定。</p> <p>iv) 表現を改定した。</p> <p>v) <u>新たに、副部長職務を規定した。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第8条 本会役員は無報酬とする。ただし、会務の必要性による交通費、会費、および研修費は支給する。</p>	<p>(執行役選任)</p> <p>第10条 本会執行役の選任は次の方法による。<u>会長、副会長、会計、部長、副部長は役員互選により会計年度終了までに役員会にて選任し、総代会で承認する。</u></p>	<p>i) 旧7条から、「執行役」の該当部分を抜粋。</p> <p>ii) <u>現行の選任手順を改めて明確に規定した。</u></p>
<p>(顧問)</p> <p>第9条 本会に役員会の承認を得て顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は役員と兼務することはできない。</p> <p>3 顧問は会長が必要とする場合は会議に出席、意見を述べるができる。</p>	<p>(部会)</p> <p>第11条 本会に次の会と部を置く。</p> <p>①代表者会 <u>管理組合代表者による各管理組合の情報交換など。</u></p> <p>②総務部 庶務・財務全般、会議の招集・進行、議事録の作成保管など。</p> <p>③広報部 ホームページの作成・更新・管理、六甲アイランドだよりの編集・発行、本会の広報に関することなど。</p> <p>④事業部 サマーイブニングカーニバル、文化フェスティバル、シティヒルウォーク、ラジオ体操等の企画・運営など。</p> <p>⑤環境部 環境保全、緑化、美化の推進など。</p> <p>⑥生活安全部 <u>防犯、防災活動</u>など。</p> <p>⑦青年部 <u>青年のコミュニティづくりの推進など。R I C青年会を取りまとめる。(原則40歳以下とする。)</u></p>	<p>i) 旧5条から、該当部分を抜粋。</p> <p>ii) 「代表者会」を新たに規定。</p> <p>iii) 表現を簡略的に改定した。</p> <p>iv) 「青年部」を新たに規定。</p>

旧規約 (改正前)	新規約 (改正後)	改正点など
(ボランティアグループ) 第10条 本会に役員会の承認を得てボランティアグループを置くことができる。 2 ボランティアグループは会長直轄とし、ボランティアの人員については必要数を募集により確保する。 ①R I Cふれあい会館ボランティアグループ R I Cふれあい会館の運営管理。ただしR I Cふれあい会館の管理・運営規則は別に定める。 ②R I Cローズガーデンファミリー 神戸市との協定書に基づくR I Cローズガーデンの維持管理 ③自治会が承認した住民ボランティア ゴミ拾い、自転車整備など	(報酬) <u>第12条</u> 本会役員は無報酬とする。 ただし、会務の必要性による交通費、会費、 <u>宿泊費</u> および研修費は支給する。	i) 旧8条に、若干の字句追加した。
(会議) 第11条 本会の会議は次のとおりとする。 1 部長会議は、原則として毎月1度会長が招集し議長となる。 2 役員会議の開催は、原則として毎月1度会長が招集し議長となる。委任状出席を含め構成員の過半数の出席で成立し、本会の運営に必要な事項を審議するが出席者の過半数の賛成により決定する。 3 各部会議は、必要に応じて部長が招集し議長となる。各部会議には、他部の役員が出席することができる。	(監事) <u>第13条</u> 本会に役員の中から会計年度終了までに選任し監事を置く。任期は役員に準ずる。 2 監事は、本会の事業と会計を監査し総代会にて監査報告を行う。 3 監事は2名とする。	i) 旧5条、6条から「監事」該当部分を抜粋。
(総代会) 第12条 総代会は本会の最高決議機関であり、次により開催する。 1 定時総代会は毎年1回事業年度終了後4ヶ月以内に、臨時総代会は必要に応じて役員会の議決により、会長が招集しそれぞれ開催する。 2 総代会は、会員から各街区毎に概ね30世帯につき1名の割合で立候補者を優先して選出した総代で構成し、構成員の過半数の出席で成立する。 3 総代は各街区の代表として出席するとともに、役員に就任できる。 4 総代会における議決は、委任状出席を含め過半数の賛成により決する。ただし、賛否同数の場合は議長が決定する。 5 総代会の議長は出席総代の互選により選出する。 6 総代会議事の経過および結果を記載した議事録を作成、議長ならびに総代2名が署名捺印する。	(顧問) <u>第14条</u> 本会に役員会の承認を得て顧問を置くことができる。 2 顧問は役員と兼務することはできない。 3 顧問は会長が必要とする場合は会議に出席、意見を述べるができる。	i) 旧9条を、そのまま移した。
(総代会の審議事項) 第13条 総代会は次の事項につき審議する。 1 前期事業報告および決算報告 2 次期事業計画および収支予算 3 規約改正に関する事項 4 役員選任または解任 5 その他特に必要な事項	(ボランティアグループ) <u>第15条</u> 本会に役員会の承認を得て <u>以下の</u> ボランティアグループを置くことができる。 ボランティアグループは <u>原則として</u> 会長直轄とし、ボランティアの人員については必要数を募集等により確保する。 ①R I Cふれあい会館ボランティアグループ R I Cふれあい会館の運営管理。 但し、R I Cふれあい会館の管理・運営規則は別に定める。 ②R I Cローズガーデンファミリー 神戸市との協定書に基づくR I Cローズガーデンの維持管理 ③ <u>R I C青年会</u> <u>18歳以上40歳以下で構成し、地域社会の次世代を担う者として研鑽を積み、地域社会に貢献するための活動を行う。</u> ④自治会が承認した住民ボランティア <u>清掃、駐輪整理</u> など	i) 旧10条を基本的にそのまま移すとともに、 <u>新たに「R I C青年会」を追加した。</u> ii) 表現を修正。
(会計年度) 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終る。 2 会計年度が終了したときは、すみやかに決算を行い監事の監査を受け総代会の承認を受けなければならない。	(会議) <u>第16条</u> 本会の会議は次のとおりとする。 1 <u>執行役員会議</u> は、原則として毎月1回開催し、 <u>役員会の議題等を審議する。</u> 2 役員会議の開催は、原則として毎月1回会長が招集し議長となる。委任状出席を含め <u>役員</u> の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により決定する。 3 <u>代表者会議は、必要に応じて会長が招集し議長となる。</u> 4 各部会議は、必要に応じて部長が招集し議長となる。	i) 旧11条を改定・再整理した。 ii) 部長会議を「執行役員会議」に改めた。 iii) 表現を若干変更。 iv) 「代表者会議」を追加規定した。
(経費) 第15条 本会の経費は、会費、賛助会費、補助金、寄付金、その他をもって充てる。 2 会費は一世帯月額150円とし、原則として各街区管理組合を通じ毎月末までに本会所定口座に振込む。 3 納入された会費は返戻しない。	(総代会) <u>第17条</u> 総代会は本会の最高決議機関であり、次により開催する。 1 定時総代会は毎年1回事業年度終了後4ヶ月以内に、臨時総代会は必要に応じて役員会の議決により、会長が招集しそれぞれ開催する。 2 <u>総代</u> は、会員から <u>管理組合</u> 毎に概ね30世帯につき1名の割合で立候補者を優先して選出する。 3 総代会は、総代で構成し委任状出席を含め総代の過半数の出席で成立する。 4 総代会における議決は、 <u>委任状を含む出席者の</u> 過半数の賛成により <u>決定</u> する。但し、賛否同数の場合は議長が決定する。 5 総代会の議長 <u>および書記は役員会での互選</u> により選出する。 6 <u>書記は総代会議事の経過および結果を記載した議事録を作成する。</u> 議事録は議長ならびに総代2名が署名捺印する。	i) 旧12条を改定・再整理した。 ii) 「各街区」を「管理組合」に表現変更。 iii) 若干の表現を変更。 iv) <u>書記を含め、選出を「総代会」ではなく、「役員会」での互選と規定した。</u>
(細則) 第16条 本会の運営に必要な事項で、この規約に定めていない事項についてはその都度役員会で定める。	(総代会の審議事項) <u>第18条</u> 総代会は次の事項につき審議する。 ①前期事業報告および決算報告 ②次期事業計画および収支予算 ③規約改正に関する事項 ④役員選任または解任 ⑤その他特に必要な事項	i) 旧13条を、そのまま移した。
[附則] 本会の規約は平成4年4月12日から実施する。 平成6年7月8日一部改正 平成9年6月29日一部改正 平成10年7月5日一部改正 平成13年7月1日一部改正 平成15年7月6日一部改正 平成16年7月4日一部改正 平成19年7月8日一部改正 平成23年6月5日一部改正 平成24年6月10日一部改正	(会計年度) <u>第19条</u> 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終る。 2 会計年度が終了したときは、すみやかに決算を行い、監事の監査を受け総代会の承認を得なければならない。	i) 旧14条を、そのまま移した。
	(経費) <u>第20条</u> 本会の経費は、会費、賛助会費、補助金、寄付金、その他をもって充てる。	i) 旧15条1項を、新20条として分離。
	(会費) <u>第21条</u> 会費は <u>管理組合員一戸当たり</u> 月額150円とし、各街区管理組合を通じ原則として毎月末までに本会所定口座に振込む。 2 納入された会費は返戻しない。	i) 旧15条2項、3項を、新21条として独立、字句修正し明確化した。
	(細則) <u>第22条</u> 本会の運営に必要な事項で、この規約に定めていない事項についてはその都度役員会で定める。	i) 旧16条を、そのまま移した。
	[附則] 本会の規約は平成4年4月12日から実施する。 平成6年7月8日一部改正 平成9年6月29日一部改正 平成10年7月5日一部改正 平成13年7月1日一部改正 平成15年7月6日一部改正 平成16年7月4日一部改正 平成19年7月8日一部改正 平成23年6月5日一部改正 平成24年6月10日一部改正 <u>平成25年6月9日一部改正</u>	